

令和7年第1回養老町臨時会会議録

令和7年第1回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和7年5月15日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 報告第5号 債権放棄の報告について
 - 日程第5 承認第2号 専決処分の承認並びにその承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）
 - 日程第6 承認第3号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
 - 日程第7 承認第4号 専決処分の報告並びにその承認について（令和6年度養老町一般会計補正予算（第9号））
 - 日程第8 議案第40号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第9 議案第41号 財産（学習用タブレット端末）の取得について
 - 日程第10 議案第42号 契約（養老町中央公園野球場改修工事）の締結について
 - 日程第11 選任第1号 常任委員会委員の選任について
 - 日程第12 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
 - 日程第13 選任第3号 予算特別委員会委員の選任について
 - 日程第14 選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任について
 - 日程第15 選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
 - 日程第16 選挙第3号 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について
 - 日程第17 同意第4号 監査委員の選任同意について
- （追加日程）
- 日程第1 許可第1号 議長の辞職許可について
 - 日程第2 選挙第1号 議長選挙について
 - 日程第3 許可第2号 副議長の辞職許可について
 - 日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

新議長 早 崎 百合子

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	無藤宜宏	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	吉村和人	住民福祉部 健康福祉課長	伊藤めぐみ
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部 産業観光課長	佐竹達也
産業建設部技術参事兼 建設課長	近藤晴彦	産業建設部 水道課長	加納康宏
会計管理者兼 会計課長	若山実穂	教育委員会 事務局局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	尾前真理	教育委員会 生涯学習課長	徳本弘基
消防長	大倉巧	消防総務課長	三輪正俊
消防課長	玉井洋祐		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高橋正人	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和7年第1回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行においては、竹中産業建設部長が療養のため欠席しますので御報告いたします。

ここで、報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

なお、本会議においては、上着とネクタイの着用を自由としております。

ただいまから令和7年第1回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、6番 岩永義仁君、11番 水谷久美子君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、5月8日及び14日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 吉田太郎君。

○議会運営委員長(吉田太郎君) 議会運営委員会報告。

5月8日並びに5月14日、それぞれ午前9時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第1回養老町議会臨時会の日程等についてであります。

開議は5月15日木曜日午前9時30分、会期は1日とし、議事日程については、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の審議(私約交代案件を含む)、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

審議する議案につきましては、債権放棄の報告についてが1件、専決処分報告並び

にその承認についてが3件、令和7年度一般会計補正予算についてが1件、財産取得についてが1件、契約締結についてが1件、以上7件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第4、債権放棄の報告については、養老町債権管理条例第14条第2項の規定による議会の報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第5、専決処分の報告並びにその承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）から日程第10、契約（養老町中央公園野球場改修工事）の締結についての計6議案については、それぞれ逐条上程し、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。

以上のとおり決定いたしました。

議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任についてが1件、議会運営委員会委員の選任についてが1件、各特別委員会委員の選任についてが3件、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてが1件、監査委員の選任同意についてが1件、以上計7件であります。

以上、議会運営委員会報告といたします。

○議長（北倉義博君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は、本日の1日にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の1日と決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度2月及び3月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、監査委員から辞職願が提出されました。

さらに、議会の閉会中に予算特別委員会委員、議会改革特別委員会委員、議会だより編集特別委員会委員から辞任届が議長に提出されましたので、委員会条例第12条第2項に基づき、その辞任を許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

それでは、町長の御挨拶をいただきたいと思えます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和7年第1回養老町議会臨時会の招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多用のところ、御参集賜り誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

冒頭、議長からの報告もございました。町長部局の部長の一人、竹中産業建設部長でございますけれども、4月14日に公務中ですが、自席におきまして少し脊柱管を痛めまして、かなり重傷を負っております。今、病院を退院しまして、自宅のほうから通院しております。本当に議員の各位には大変御迷惑をおかけしておるということで、本人からも言づけを預かっておりますので、この場をお借りしまして御挨拶と、御迷惑と、おわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、先月14日に総務省が公表しました令和6年10月1日現在の人口推計によりますと、日本人の人口は前年同月比89万8,000人減の1億2,029万6,000人で減少、減少率とも過去最大であるということが明らかになりました。

岐阜県の総人口につきましても、県の統計調査によれば、前年同月比0.86%減の191万3,076人で1万6,593人の減、養老町の総人口につきましても、前年同月比1.52%の減、2万6,067人で402人の減となっており、人口減少対策につきましても継続して取組が必要不可欠であるというような状況であるというふうに認識をしております。

そうした中、今年度は養老町まちづくりビジョンと第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定から5年目に当たり、まちづくりビジョンにつきましては後期計画、総合戦略につきましては、次期の計画の策定に向けまして、現在取組を進めておるような状況でございます。

来月からは、町民参加型のワークショップ、ようろう未来会議を開催し、若い世代も含めまして、町民皆様の意見を取り入れ、人口減少対策や交流人口、関係人口の創出に加えまして、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、地方創生の加速化・深化を図っていただける計画にしていきたいと思いますというふうに考えております。

ただ、人口減少問題につきましては、国の総人口が減少する中で、一自治体の努力だけでは抜本的な改善を図れるものではないというふうに認識をしております。国全体で対策を注視していくとともに、人口減少と並行しまして、一定の人口減少が進む中、安心して暮らすことのできる持続可能なまちづくりを重視してまいりたいというふうに考えております。

次に、先月4月23日から6月15日までの間、岐阜県で全国都市緑化フェアが開催され、養老公園もその会場の一つとして選定をされております。養老町といたしましても、養老駅前にフラワーガーデンを設置したほか、今月の31日土曜日にはマルシェを開催するなど、岐阜県と連携しながら、この緑化フェアを共に盛り上げ、関係人口の創出につなげてまいりたいというふうに考えております。

このほかにも、4月の定期異動によりまして、人事の面で町の業務執行体制の強化を

図るため、長く同じ課に在籍している職員の配置替えや、若手職員の育成のための人事ローテーションを積極的に行ったわけでございます。また、新たに新規採用職員を5名、岐阜県警のOBを含む任期付職員を2名迎えており、窓口強化に直結する取組も行ってまいりたいというふうに考えております。

養老町の防犯協会の会長なんですけれども、昨日も振り込め詐欺で500万円という多額の犠牲になられた方、町民もお見えになりますので、徹底して広報啓発活動にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、いまだ物価高騰の影響が大きく停滞感は否めない状況が続いております。この春は4,000品目を超える食品をはじめ、日用品、電気、ガスなど幅広い品目が値上げをされております。また、アメリカ政府が関税を引き上げるという中で、日本の景気の悪化が大変懸念でございます。引き続き状況を注視しながら、申し上げてきた取組を通じまして、今年度、町民の皆様が未来に夢や希望を見だし、安心して生活できるまちづくりを行う1年としてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、格別の御理解、御協力を切にお願い申し上げます。

本日提案いたしております議案は、債権放棄の報告が1件、条例の専決処分が2件、補正予算の専決処分が1件、一般会計補正予算が1件、契約等の締結が2件、また人事案件が1件の8件でございます。よろしく審議をお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第4、報告第5号 債権放棄の報告についてを議題とし、報告を受けます。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第5号 債権放棄の報告についての概要を説明させていただきます。

この債権放棄につきましては、養老町債権管理条例第14条第1項第6号の規定により、水道料金に係る債権放棄の内容を同条2項の規定により議会に報告するものでございます。

別紙報告書にもございますように、平成22年度から24年度までの計1,294件で、水道料金に係る債権放棄の総額は648万2,247円で、理由につきましては、消滅時効に係る時効期間が満了し、債権の回収の見込みができなくなったことにより放棄するものでございます。

以上で、報告第5号 債権放棄の報告につきましての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、養老町債権管理条例第14条第2項の規定による議会への報告であ

りました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第5、承認第2号から日程第10、議案第42号の6議案は逐条上程後、質疑・討論を経て採決を行います。

まず日程第5、承認第2号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第2号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）についての説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴いまして、養老町税条例の一部を改正し、令和7年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、税務課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 永嶺税務課長、演台にて補足説明。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表を御覧ください。

1 ページの第66条につきましては、軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直しで、現行の50cc原付バイクは、令和7年11月から適用開始される排ガス規制への適合が困難であることなどにより、今後の生産・販売の継続が困難となることを受け、新たに総排気量125cc以下で最高出力4.0キロワット以下に制御されたバイク（新基準原付）を追加し、税率を2,000円とするものです。

第71条につきましては、第66条の改正に伴い、減免申請書の記載事項に係る規定の整備を行うものです。

2 ページの第72条につきましては、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴い、身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免申請時に提示が必要な運転免許証について、免許情報記録個人番号カード（いわゆるマイナ免許証）の提示による申請もできるよう規定するものです。

3 ページの附則第7条の2につきましては、法改正に伴う項ずれを改めるものです。

4 ページの附則第7条の3につきましては、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンションの管理組合の管理者等から必要書類が

提出され、かつ当該マンションが減額措置の要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくとも、減額措置を適用することができることとする規定を新設し、条例の項ずれを改めるものです。

最後に、議案を御覧ください。

附則第1条につきましては、施行期日を定めるものであり、令和7年4月1日から施行するものです。

また、附則第2条につきましては、今回の改正に伴う固定資産税に関する経過措置を、附則第3条につきましては、軽自動車税に関する経過措置を定めるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 1点だけお伺いしたいと思います。

資料の一番最後、4ページですけれども、この4ページの中の特定マンション、先ほど大規模なマンションという表現がありましたけれども、こちらの町内の該当件数についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 永嶺税務課長、演台にて答弁。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） ただいまの岩永議員の御質問に御回答させていただきます。

養老町のほうでは、2つ以上の区分所有者が存する建物がないことから、当該するマンションがないので、該当数はないです。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第6、承認第3号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第3号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の説明をさせていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日より施行されることに伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正し、令和7年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 吉村住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町国民健康保険税条例新旧対照表1ページを御覧ください。

主な改正につきましては、第2条第2項及び第25条第1項では、医療分に係る課税限度額を現行の「65万円」から「66万円」に、第2条第3項及び第25条第1項では後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「24万円」から「26万円」に引き上げるものであります。

2ページを御覧ください。

次に、課税限度額の引上げに伴い、第25条第1項第2号では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずるべき金額を現行の「29万5,000円」から「30万5,000円」に改めるものであります。

3ページを御覧ください。

同項第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を現行の「54万5,000円」を「56万円」に改めるものであります。

この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

ただし、この条例による改正後の養老町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとします。

以上で、承認第3号、養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 今回の条例改正に伴い、被保険者に当たる世帯数や人数及び保険税の増額の試算があればお答えください。

○議長（北倉義博君） 吉村住民環境課長、演台にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） ただいまの水谷議員の御質問について回答させていただきます。

令和6年度の加入者情報で令和7年度の税額で試算をした結果でございますが、こちらにつきましては税額で36万9,900円の増となる見込みでございます。

その内訳につきましては、医療分の限度額1万円増加することによりまして、40世帯で約40万5,208円の増、支援分の限度額2万円増加することによりまして、45世帯、約1万1,179円の増、合わせまして140万6,387円の増となり、軽減対象となる所得額が5割軽減につきましては、1万円引き上がることによりまして、対象となる世帯は564世帯で95万1,394円の減、2割軽減では1万5,000円の引上げによりまして、404世帯、10万9,099円の減と、合わせて106万493円の減を見込んでおります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 5月8日、軽自動車税あるいは固定資産税、また国民健康保険税の第1期、2期分の納税通知書が対象世帯に届きました。町長挨拶にもありましたように、物価高騰真ただ中での納税です。保険税の抑制施策や、あるいは適切な減免制度、また分割方法など行政指導を強く要望しておきたいと思っております。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第7、承認第4号 専決処分の報告並びにその承認について（令和6年度養老町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第4号 専決処分の報告並びにその承認について（令和6年度養老町一般会計補正予算（第9号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ901万円を追加し、予算総額を130億6,771万4,000円とするもので、令和7年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

補正の主な内容は、私立保育所等運営事業でございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうからは総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては総務部関係補正がございませんので、歳入について説明をさせていただきます。

6、7ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額102万8,000円を増額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から御説明申し上げます。

8、9ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、2目児童措置費では、私立保育所等運営事業について、私立保育所等運営費として令和6年度人事院勧告に伴う公定価格の改定により、保育士等の賃金改善等に対して支援するため901万円を増額いたしました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6、7ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、保育所運営費負担金として739万1,000円を増額いたしました。

次に、款15県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金では、保育所運営負担金として59万1,000円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 今、説明の中で賃金改正という説明がありましたが、対象者の人数はどれだけありますか。

○議長（北倉義博君） 香川子ども課長、演台にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの松永議員の御質問にお答えいたします。

職員の人数につきましては、申し訳ございません、把握しておりません。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 松永議員、よろしいか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 賃金改正で910万という数字が出ておりますので、これを算出するためには人数が絶対に必要だと私は思っておりますが、人数を把握せずに910万円をどのように設定したかをお尋ねいたします。

○議長（北倉義博君） 暫時休憩といたします。再開は追ってお知らせいたします。

（午前10時04分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 松永議員の御質問に回答させていただきます。

初めに、お時間を取らせていただきましてありがとうございました。また、先ほど把握していませんという回答でしたけれど、回答の仕方が上手にできなかったことをちょっとおわび申し上げます。

それでは、今回の人事院勧告に伴う保育所等の運営費について御説明をさせていただきます。

まず初めに、保育士の数を申し上げる前に、公定価格と保育所等の運営費の関係について少しお話しさせていただきたいと思っております。

今回の増額いたしました901万円に関しましては、公定価格に基づいて計算をしてお

ります。この公定価格を上げるということが、人事院勧告に伴って公定価格を上げるということになっております。この公定価格は、各園につきまして、園の園児数など園の規模によって、それぞれその園に払う公定価格というものが変わっております。なので、この公定価格につきましては、それぞれ対象の園児数に基づいて公定価格を計算して園に配分していることになっております。そのため、議員が質問された保育士の人数については、この計算の中につきましては、職員数は換算しておりません。公定価格として支払った額の中から各園が職員さんに配分するということになっております。

それで、把握していないと申し上げたんですけれど、人数につきまして御報告をしたいと思います。

総勢で私立保育園78名、ようろう保育園12名、めぐみ保育園11名、下笠保育園15名、池辺こども園21名、高田保育園9名、おひさまっこ10名、以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 先ほどの松永議員の質問に追加するような形なんですけれども、関連した話です。

今の部長の説明を受けてなんですけれども、これ賃金対策というか、人件費に回るものだというふうに最初は受け取ったんですけれども、今の説明によると、園によって運営費のほうに回るんじゃないかという懸念というとおかしいですけれども、ように感じます。内容の内訳というか、ちゃんと保育士さんの人件費として分配されるかどうかの確認というのはどういうふうにするのかなど、この辺り御説明いただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 香川子ども課長、演台にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

人事院勧告による公定価格の改定に伴う増額分につきましては、人件費として支給することとされております。職員の給与に充当されているかの確認につきましては、処遇改善等に係る実績報告に当たりまして、給与額等の記載された書類の確認をする機会がございますので、そちらで確認を取っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問ですけれども、そうすると園によって1人頭の保育士さんへの増額分というのはまちまちになるんですかね。それとも、均一に上がると考えてよろしいんですかね。

○議長（北倉義博君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） 岩永議員の再質問にお答えいたします。

園によって金額はまちまちとなっております。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第8、議案第40号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第40号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ478万4,000円を追加し、予算総額を129億594万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、コミュニティー助成事業費及び全国健康福祉祭（ねんりんピック）開催事業などでございます。

詳細につきましては、総務部長、住民福祉部長、教育委員会事務局長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費、7目地域振興費のコミュニティー助成事業費では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業として、2つの自治会に対する助成金240万円を計上いたしました。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

6、7ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額238万4,000円を増額いたしました。

款20諸収入、項4雑入、2目雑入では、コミュニティー助成事業助成金240万円を計上いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

8、9ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、2目老人福祉費の全国健康福祉祭（ねんりんピック）開催事業では、ねんりんピック岐阜2025ペタンク交流大会開始式及び監督会議の開催場所変更に伴う設営委託費用として、実行委員会への負担金182万3,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

8、9ページを御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費、2目社会教育総務費の社会教育施設管理事業では、3月議会定例会において条例を廃止しました旧養老町スマイル町民パターゴルフ場の売却に先立ち、土地調査・測量業務を実施するため56万1,000円を増額いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 社会教育総務費についてお尋ねします。

今回56万1,000円議決されると、売却に伴う測量が始まるわけですが、売却に向けてのタイムスケジュールについてお答えください。

○議長（北倉義博君） 徳本生涯学習課長、演台にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） ただいまの水谷議員さんの御質問に対してお答えいたします。

この委託業務を実施いたしまして、およそ2か月ないし3か月程度の業務に対して、実施の期間と想定しております。この後、6月から9月あたりまでの期間を業務の実施期間といたしまして、その後、売却価格の算定等を行いまして、その後、入札により売却を公募で行います。その後、売却先を決定いたしまして、年内にはある程度の見通しをつけたいというような方向で考えております。よろしく願いいたします。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第9、議案第41号 財産（学習用タブレット端末）の取得についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第41号 財産（学習用タブレット端末）の取得についてを説明させていただきます。

国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に整備しました学習用タブレット端末の更新を行うもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 尾前教育総務課長、演台にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本町では、令和2年度に整備をしたICT機器を活用し、子供たちの可能性を引き出

す個別最適な学びや協働的な学びを実践しております。しかしながら、タブレット端末は導入から5年目を迎え、本体のバッテリー等の耐用年数が迫り、子供たちの学びに支障がないよう、ICT機器を活用した学びを維持するとともに、一層促進するため、計画的な機器の更新が必要となります。

そのため、県内市町村での共同調達に係り県が実施した公募型プロポーザル評価会議において最優秀提案者が選定されましたので、契約を締結し、学習用タブレット端末を整備するものです。

その内容を御説明申し上げます。

1. 財産の種類等、学習用タブレット端末1,757台。
2. 取得の方法、随意契約。
3. 取得の金額、1億1,190万3,330円。
4. 取得の相手方、教育産業株式会社・株式会社内田洋行共同企業体、代表構成員、岐阜県岐阜市市橋5丁目4-18、教育産業株式会社岐阜営業所、所長 富岡宏伊、構成員、愛知県名古屋市中区錦2-2-2、名古屋丸紅ビル13階、株式会社内田洋行教育ICT事業部西日本第1営業部、部長 中西隆司。

以上で、議案第41号 財産（学習用タブレット端末）の取得についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今回、県による共同調達に養老町も参加したというふうにお聞きしております。今回の調達する機器の仕様ですね。さらに附属するアクセサリ、例えばBluetoothのペン、タブレット用のペンですとか、Bluetooth、同じくキーボードですとか、こういったものが附属しているのかどうか。また、あとOSのアップデート回数の保証があるかどうか、この辺りについてもお知らせいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 尾前教育総務課長、演台にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（尾前眞理君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

まず機器の仕様でございますが、こちらにつきましてはiPadのほうを予定しております。

また、附属のあるものにつきましては、もちろん端末本体とキーボード、あとスタンドとマイク、ヘッドホン接続用のアダプター、タッチペン、保護フィルムなどが含まれております。

また、OSのアップデートの回数が含まれているかということでございますが、こちらのほうにつきましても個々に契約をするということになっておりますので、含まれております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） すみません、今御説明いただいたんですけれども、機器の仕様、スペックについてもお知らせいただきたいのと、あとOSは含まれておるということですけど、アップデートの回数、例えば2回保証とか3回保証とかというのは端末ごとにあるんですけれども、スマートフォンなんかイメージしてもらおうと分かると思うんですけど、その辺りの内容、また今回こういう形で調達したわけなんですけれども、保守点検等はまた個別に参加した自治体ごとなのか、それも一括でどこかが請け負っているのか、この辺りについても説明いただけるとありがたいんですけれども。

補足しておきますとiPad miniだとか、例えばメモリーがどれだけだとか、ROMが256ギガだとか、その辺りの仕様ですね。

○議長（北倉義博君） 尾前教育総務課長、自席にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（尾前眞理君） ただいまの御質問に御回答させていただきます。

機器の仕様ということでございますが、こちらはiPad（A16）、iPad第10世代の後継機種の方になります。こちらのほうを予定しております。

OSのほうも、iPadのOSのほうを使用いたします。

保守につきましては、今現在はまず本体の購入のほうを想定しておりますので、保守につきましては来年度以降のお話にはなりますので、またそちらのほうにつきましては検討いたします。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 学習用タブレット端末は、町の備品として町民共有の財産として考えているわけなんですけれども、現在のタブレットの処分の方法や処分の対応についてお伺いしたいのと、今回取得の金額ですが、単純に計算すると6万3,690円というふうな1台につきの金額になるわけですが、国のGIGAスクール構想ですので、この備品の処分ですね、そういうのについての国からの構想の中に含まれているのかどうか、その辺確認させてください。

○議長（北倉義博君） 尾前教育総務課長、演台にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（尾前眞理君） ただいまの水谷議員の御質問に御回答いたします。

新しく購入いたします機器の使用開始は令和8年4月としておりますので、今年度末までは現行のタブレットのほうを使用いたします。現行のタブレット端末の処分につきましては、端末整備更新計画に基づき令和8年度を予定しております。

タブレット端末の処分につきましては、令和5年10月26日付の文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知、GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分等についての事務連絡がございますので、それに基づきまして行いたいと思っております。

タブレット端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれていることから、適正に再資源化することや、処分の際には端末に保存されている個人情報等のデータを確実に消去することが重要であると認識をしております。

現在のタブレット端末は、再使用が難しいことから、小型家電リサイクル法に基づき再資源化技術を有し、加えて回収した再資源化に至るまで情報漏えい対策を講じている認定事業者へ処理を委託し、適切に処理をしたいと考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 適切に処分する委託料ですね、それは国からも委託料の廃棄の金額が出るのか、また町単独でこの機器は廃棄していくのか、その辺確認させてください。

○議長（北倉義博君） 尾前教育総務課長、自席にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（尾前眞理君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの処分費につきましては、町のほうでの費用になります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第10、議案第42号 契約（養老町中央公園野球場改修

工事)の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長(川地憲元君) ただいま上程賜りました議案第42号 契約(養老町中央公園野球場改修工事)の締結についての説明をさせていただきます。

本工事は、老朽化等しました中央公園野球場の改修を行うもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長に補足説明をさせますので、十分御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(北倉義博君) 徳本生涯学習課長、演台にて補足説明。

○教育委員会生涯学習課長(徳本弘基君) それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町中央公園野球場は、主に野球やソフトボール競技等に使用されてきましたが、老朽化により設備の不良が発生していることや、プレーに支障を来している箇所があるため、このたび改修を行うものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、養老町中央公園野球場改修工事。
2. 契約の方法、事後審査型条件付き一般競争入札。
3. 契約金額、3億2,670万円。
4. 契約の相手方、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之。
5. 工期、本契約締結の日から令和8年3月27日。
6. 工事場所、養老町五日市地内。
7. 工事概要、中央公園野球場についてスコアボードの更新工事、ダックアウト・放送室・夜間照明塔及びグラウンドの改修工事を行います。また、ダックアウト物置及び備品倉庫の新設工事のほか、本部席の増設工事を行います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長(北倉義博君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長(北倉義博君) 9番 野村永一君。

○9番(野村永一君) 養老町中央公園野球場改修工事の入札結果についてお尋ねします。

非常に高額な工事案件ですが、この入札結果表を見ますと、一般競争入札で辞退があ

りますが、あまり聞いたことがありません。どのような理由でしょうか。

また、今回の契約方法を事後審査型条件付一般競争入札と、昨日全員協議会で説明をいただいたんですが、いま一度一連の流れについて説明願います。以上です。

○議長（北倉義博君） 無藤総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（無藤宜宏君） 入札に関する事項ですので、私のほうから回答させていただきます。

今回の辞退につきましては、本案件につきましては、建設業法に規定する技術者を設置する必要がある工事となります。今回辞退した業者につきましては、入札参加申請を受け付けた後に、本工事に設置予定であった監理技術者または主任技術者を急遽他の工事に設置する必要が発生したため、辞退届を提出したと伺っております。

2点目の事後審査型条件付一般競争入札の一連の流れについてでございますが、今回の契約につきましては、養老町事後審査型条件付き一般競争入札取扱要綱に基づき入札を実施いたしました。事後審査型入札を行うことができる工事としましては、予定価格が5,000万円以上のもののうち、養老町指名業者選考委員会において決定したものが対象となります。

入札事務の流れにつきましては、最初に入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに入札公告をする必要がございます。今回は、掲示板、町ホームページ、岐阜県市町村共同電子入札システムにて公告をいたしました。

次に、入札に参加しようとする業者は、入札参加申請を公告に記載の期限までに提出する必要がございます。その後、入札書の提出を受け付けますが、今回は辞退した業者を含む3者より申請がありましたが、結果的に2者の応札という形になりました。その後、開札し、予定価格の制限の範囲内で最も低い金額での入札を行ったものを落札候補者とし、その後落札候補者について入札参加資格の事後審査を行い、落札者を決定するという手順になります。

今回は、最低入札価格の業者の入札額が養老町低入札価格調査制度実施要領に規定する低入札調査基準以下であったため、事後審査を行う前に低入札価格調査を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（北倉義博君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 総額3億2,670万ですが、工事概要でスコアボードの更新工事、ダックアウト・放送室・グラウンドの改修工事、ダックアウト物置・備品倉庫の新設工事、本部席の増設工事という、いわゆる4件上がっておるんですが、これの詳細とか、金額が分かれば内容、分からなければ結構ですが。

○議長（北倉義博君） 徳本生涯学習課長、演台にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（徳本弘基君） ただいまの松永議員からの御質問にお答えいたします。

個々の工事の内容についてでございますが、まずスコアボードの更新工事につきましては、既設ボードを解体・撤去いたしまして、電光化されたスコアボードを新たに設置するものでございます。

次に、ダックアウト改修につきましては、ベンチ内の椅子を再配置いたしまして、整備当初よりベンチ内に入れる選手の人数が増えたということから、ベンチ内が手狭になったため、ベンチ内の椅子を再配置することと、あとは内壁の再塗装等を行うものでございます。

続いて、放送室の改修につきましては、新しいスコアボードを操作するために必要となるパソコン等機器を導入するとともに、電気配線等の工事を行います。

続いて、夜間照明塔の工事につきましては、これはライト側、レフト側それぞれに照明塔2基ございますが、こちらの支柱の塗装の塗り替えを行うとともに、照明器具の取替えを行うものでございます。

また、グラウンドの改修につきましては、ホームベース、あと塁ベースなどの再設置や外周フェンス、ダックアウトの前などの緩衝材、腐食をしておりますフェンスの支柱を取り替えるほか、内野の舗装工、芝生の高さ調整を行うものでございます。

あと、ダックアウト物置の新設につきましては、選手の荷物を置くことができますよう、1塁側、3塁側それぞれに物置を新設するといった内容でございます。

備品倉庫についても、既設のものを集約して新たに倉庫を設置するものでございます。

最後に、本部席の増築工事につきましては、放送室を改修することに伴いまして、本部席が手狭になるということで、メインスタンドの後方に本部席を新たに増築するといった内容でございます。

金額の内容でございますが、こちらについては詳細をまだ施工業者からいただいておりませんので、手元に資料がございませんので、ちょっとお答えを今しかねます。よろしく願いいたします。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 入札についてお伺いしたいと思います。

今回応札のあった2者ともに、養老町が設定した予定価格を大幅に下回って、2者とも低入札調査基準を下回るという事態になったわけですが、特に今回入札で落札がされたところなんかは約7,000万、8,000万ほど予定価格との乖離が起きているわけですが、これはどういった算出をされたのか、予定価格、どうしてこういうことになったのかについて、原因について説明いただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 無藤総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（無藤宜宏君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

実際の入札価格が大幅に予定価格を下回った理由ということなんですけれども、まず予定価格の計算につきましては、設計事務所から上がってきた詳細設計を基に町のほうで予定価格を積算しておるわけでございますけれども、今回、実際かなり入札額が予定価格より低かったという理由に関しましては、低入札価格調査制度におきまして業者のほうにヒアリング等を行ったわけでございますけれども、主な理由としましては、町内事業者であり、工事場所から事業所までが非常に近距離であることから輸送のコストを削減できたこと、あるいは他の工事と一緒に進めておるわけでございますけれども、協力業者が重複しているところもあり安価になった部分もあるということ、また一部持ち材資材を活用することで仮設費等が若干安価になったということ、あと機械のリース等も行わずに自前の機械で対応するというふうにも聞いておりますので、そういった理由から入札価格が大分低くなったというふうに考えられます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問です。

今回応札のあった2者が2者とも今説明いただいた理由だとは思えないんですけれども、というのは当然町民の感覚でいくと、安ければ安いほどありがたい話で、町の歳出が減る分それはいいことなんですけれども、企業努力等では説明のつかないほどの金額の差が出ているというところにちょっと今回問題を感じております。

といいますのも、今後こういうことが続くようですと、養老町は算定が甘いぞということで、今後こういう入札の金額が高止まりしかねないという懸念を感じております。この辺りについて、もう一度きちんと、どうしてこうなったのかのちゃんと評価が必要だと思うんですよね。現時点において、今後こういうことが起きないようにする対策を、庁舎内での検算等を含めてどういった対応をしていくのか、いま一度御説明いただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 近藤参事、演台にて答弁。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） ただいまの岩永議員の御質問に回答させていただきます。

入札につきましては、設計価格につきましては国の算定基準に基づいて算定されておりますので、決して高過ぎるとか、そういったような価格は使っておりませんので、公定価格等を使って積算したものについて、今回落札結果がこうであったということでございますので、特段の設計価格が高いとか、そういう理由ではないというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） そうすると、今の説明によりますと、今後もこういうふうなことが十分起こり得るといふような理解でよろしいでしょうか。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

適正に内部でも何度も検算をして仕様はつくっております。ですから、起こり得る可能性はあるというふうに思っております。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分といたします。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○副議長（清水由美子君） 休憩を解き、再開します。

○副議長（清水由美子君） ただいま休憩中に、北倉義博議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（清水由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定いたしました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

〔追加議案配付〕

○副議長（清水由美子君） それでは、追加日程第1、許可第1号 議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、5番 北倉義博君の退場を求めます。

〔議長 北倉義博君 退場〕

○副議長（清水由美子君） お諮りします。

本案、議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（清水由美子君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可については、これを許可することに決定しました。

〔5番 北倉義博君 入場〕

○副議長（清水由美子君） ここで、辞職されました北倉義博君の御挨拶をお願い申し上げます。

○5番（北倉義博君） ただいま辞職を許可いただきました。

まずもって、この1年間議会運営に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

さて、昨年度は養老町制施行70周年ということで、数多くの人にお会いし、またいろんな御意見等を伺う機会をいただきました。そんな中で、私、議員になりまして10年でございますけれども、最初から目指しておりました議員力の向上といった点についてちょっと考えてみました。前回の議長の退任の挨拶でも多分申し上げたと思っておりますけれども、やはり議員力よりも前に人間力であるということを改めて感じた1年でもございました。と申し上げますのは、有名なアスリートや、また一流のアーティストも現代はその本業の技とか腕前とかと同時に、やはり人間性を求められる時代になってきているものと感じております。

そんな中、我々議員は、当然議員力は大事ですけれども、それより前提として、やはり一人の社会人としての常識を踏まえたその人間力というのがもっともっと重要視されるべきかなと感じております。

まだまだ私、議員生活10年という未熟ではございますが、これを胸に精いっぱい議員人生を送りたいと考えておりますので、引き続きの御支援をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶といたします。改めまして、本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（清水由美子君） ありがとうございました。

○副議長（清水由美子君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠員となりました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、議長選挙についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（清水由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定いたしました。

本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

○副議長（清水由美子君） それでは、追加日程第2、選挙第1号 議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

○5番（北倉義博君） 投票をお願いします。

○副議長（清水由美子君） ただいま北倉議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（清水由美子君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐野伸也君、大橋みち子君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（清水由美子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（清水由美子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（清水由美子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（清水由美子君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（清水由美子君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

佐野伸也君、大橋みち子君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（清水由美子君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票10票、無効投票1票です。

有効投票のうち、早崎百合子君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、早崎百合子君が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（清水由美子君） ただいま議長に当選された早崎百合子君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました早崎百合子新議長より御挨拶をお願いいたします。

○新議長（早崎百合子君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは役職改選にて議会議長の要職に就任させていただきました。誠に光栄と思えますとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。改めまして、温かい御支援をいただきました議員の皆様へ感謝申し上げます。

浅学非才な私ではございますが、皆様方の御理解と御協力をいただき、行政改革の推進と議会が公正・円滑に運営できますよう、職務を誠心誠意最大限に努力していく所存でございます。

さて、昨今の社会情勢においては、昨年年始の能登半島地震をはじめ、台風10号に伴う豪雨災害など、災害は頻発化・激甚化をしており、安全・安心なまちづくりには、日頃からの災害への備えの対策などの重要性が増しているところでございます。

また、本町を取り巻く状況は、他市町と同様、人口減少などを背景に厳しい状況が続いております。このような社会情勢の変化に的確な対応や対処をしていくことが、今まで以上に求められていることは明らかでございます。

町長をはじめ執行部の皆様と緊張感を持ちながら、議員の皆様と共に、町民の皆様方の慎重な御意見を拝聴しながら、行政発展の一翼を担うことにより、議長としての職責を果たしていく決意でございます。

議員の皆様方をはじめ、執行の皆様方、さらなる御指導御鞭撻を申し上げ、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（清水由美子君） ありがとうございました。

それでは、早崎議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（早崎百合子君） それでは、これより議長の職務に当たらせていただきます。

就任早々ではございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時40分といたします。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開します。

○議長（早崎百合子君） ただいま休憩中に、清水由美子副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、副議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○議長（早崎百合子君） それでは、追加日程第3、許可第2号 副議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、4番 清水由美子君の退場を求めます。

〔副議長 清水由美子君 退場〕

○議長（早崎百合子君） お諮りします。

本案、副議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職許可については、これを許可することに決定しました。

〔4番 清水由美子君 入場〕

○議長（早崎百合子君） ここで、辞職されました清水由美子君の御挨拶をお願い申し上げます。

○4番（清水由美子君） 約1年前、まだまだ未熟な私を副議長に選出してくださり、誠にありがとうございました。

分からないことが多い中、無事1年務めさせていただくことができました。副議長の仕事は議長を補佐するお役ではありますが、議長には指導していただくことばかりで多くを教えていただきました。数回ではありますが、議長の公務が重なったとき、代理で

式典などにも出席させていただき、議長の仕事の重さ、大変さを実感いたしました。貴重な経験をさせていただきましたことを心より感謝申し上げます。

議会事務局の職員の皆様にも大変お世話になり、支えていただきました。町長をはじめ執行の皆様、ありがとうございました。重ねて感謝いたします。

今後、この経験を生かし、議員活動に取り組んでまいりたいと思います。引き続きの御指導御鞭撻をよろしくお願いいたします。1年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（早崎百合子君） ありがとうございます。

○議長（早崎百合子君） ただいま副議長辞職の許可により副議長が欠員となりました。お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、副議長選挙についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定いたしました。

本日の日程の順次繰下げをお願いします。

○議長（早崎百合子君） それでは、追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいでしょうか。

○3番（西脇 康君） 投票をお願いします。

○議長（早崎百合子君） ただいま西脇議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（早崎百合子君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西脇康君、清水由美子君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（早崎百合子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（早崎百合子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票願います。

〔投 票〕

○議長（早崎百合子君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

西脇康君、清水由美子君、開票を行いますので開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（早崎百合子君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票 9 票、無効投票 2 票です。

有効投票のうち、吉田太郎君 9 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、吉田太郎君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（早崎百合子君） ただいま副議長に当選され吉田太郎君が議場におられます。会議規則第33条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました吉田太郎新副議長より御挨拶をお願いします。

○新副議長（吉田太郎君） ただいまは皆様方に投票で副議長という大役をいただきました。本当にありがとうございます。

早崎議長をサポートしながら、養老町の安心・安全のために頑張っていきます。また、行政といろんな形で協力しながら、町民が安心して活力ある養老町になるよう一生懸命頑張りますので、議員皆様方の一人一人のお力をお借りして頑張りますので、1 年間よろしくをお願いします。

○議長（早崎百合子君） 副議長の挨拶が終わりました。

これより暫時休憩といたします。再開時間は13時10分といたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1 時10分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第11、選任第 1 号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することとなっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会委員には、大橋みち子君、西脇康君、岩永義仁君、吉田太郎君、不肖私早崎百合子、松永民夫君、以上の6名を指名します。

また、産業建設委員会委員には、佐野伸也君、清水由美子君、北倉義博君、野村永一君、水谷久美子君、以上の5名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

総務民生委員会は4階北委員会室にて、産業建設委員会は4階南委員会室においてお願いします。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後ほどお知らせいたします。

（午後1時12分 休憩）

（午後1時35分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務民生委員会委員長 大橋みち子君。

○総務民生委員長（大橋みち子君） 総務民生委員会報告。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に総務民生委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私大橋みち子が投票により、副委員長は西脇康委員が指名推選により選任されました。

私はもとより微力ではございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営の推進を図りながら、人口減少、少子高齢化対策や災害対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりのため、さらなる福祉事業の推進を総括し、当委員会としての役割を果たす所存でございます。どうぞよろしく御指導御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、産業建設委員会委員長 佐野伸也君。

○産業建設委員長（佐野伸也君） 産業建設委員会報告。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に産業建設委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私佐野伸也が指名推選により、副委員長には野村永一委員が指名推選により選任されました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、委員各位の協力の下、安全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくり、企業誘致の推進のため、都市生活基盤の強化・充実や道路体系の整備に万全で努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第12、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することとなり、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、佐野伸也君、西脇康君、岩永義仁君、野村永一君、水谷久美子君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第13、選任第3号 予算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することとなり、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、予算特別委員会委員には、佐野伸也君、大橋みち子君、西脇康君、清水由美子君、北倉義博君、岩永義仁君、吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、水谷久美子君、以上10人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、予算特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第14、選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、佐野伸也君、西脇康君、北倉義博君、不肖私早崎百合子、野村永一君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第15、選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっております。同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、大橋みち子君、清水由美子君、岩永義仁君、吉田太郎君、松永民夫君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後ほどお知らせします。

議員の皆様は、議員控室にお集まりください。

(午後 1 時50分 休憩)

(午後 2 時30分 再開)

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 西脇康君。

○議会運営委員長（西脇 康君） 議会運営委員会報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員出席の下に議会運営委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私西脇康が投票により、副委員長には野村永一委員が指名推選により選任されました。

私は、自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に誠心誠意努力をいたす所存でございます。よろしく御指導御鞭撻のほどお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、予算特別委員会委員長 野村永一君。

○予算特別委員長（野村永一君） ただいまの休憩中に、委員出席の下に予算特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私野村永一が投票により、副委員長には清水由美子委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、一般会計及び各特別会計等の補正予算及び新年度予算の審査を行いたいと存じます。

なお、予算審査に当たっては、各事業の進捗状況を十分に把握するとともに、長期的な推移も十分に検討をし、町民目線により効率的かつ効果的な予算編成がなされるよう、年間を通して慎重な審査を行いたいと存じます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、議会改革特別委員会委員長 西脇康君。

○議会改革特別委員長（西脇 康君） 議会改革特別委員会報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員出席の下に議会改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私西脇康が指名推選により、副委員長には佐野伸也委員が指名推選により選任されました。

議会が町の二元代表制の一翼として、町民の皆様の負託に応える町民により身近な議

会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿や議会改革の流れについてさらに調査・研究を行い、皆様の御協力をいただきながら議会内部から改革を進められるよう鋭意努力する所存でございます。引き続き、御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 次に、議会だより編集特別委員会委員長 清水由美子君。

○議会だより編集特別委員長（清水由美子君） 議会だより編集特別委員会報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員出席の下に議会だより編集特別委員会を開催いたしました。協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私清水由美子が投票により、副委員長には大橋みち子委員が指名推選により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、議会活動が町民の皆様により身近で親しまれるよう、住民目線に立った、読みやすく分かりやすい紙面作りに鋭意努力いたす所存でございます。御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 各委員長の報告が終わりました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第16、選挙第3号 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく議長の指名による指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名する指名推選で行うことに決定しました。

それでは、南濃衛生施設利用事務組合議会議員に大橋みち子君、北倉義博君、野村永一君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した大橋みち子君、北倉義博君、野村永一君を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、大橋みち子君、北倉義博君、野村永一君が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、大橋みち子君、北倉義博君、野村永一君に、この議員に当選されたことを告知します。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第17、同意第4号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、5番 北倉義博君の退場を求めます。

〔5番 北倉義博君 退場〕

○議長（早崎百合子君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました同意第4号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

現監査委員の野村永一氏の辞任に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、住所、養老郡養老町小倉397番地1、氏名、北倉義博氏を後任の監査委員として選任するための同意を求めるものでございます。

以上で、同意第4号 監査委員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔5番 北倉義博君 入場〕

○議長（早崎百合子君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（早崎百合子君）　これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。
令和7年第1回養老町議会臨時会を閉会します。長時間御苦労さまでございました。
（閉会時間　午後2時41分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月15日

議 長 北 倉 義 博

新議長 早 崎 百 合 子

副議長 清 水 由 美 子

議 員 岩 永 義 仁

議 員 水 谷 久 美 子